

# 特定福祉用具販売

【指定居宅サービス事業者】

サービスの種類	特定福祉用具販売（介護保険法第8条第13項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	法人であること
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	なし
法人所轄庁との連携	事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	
その他	民間事業者向けに「民間事業者による福祉用具賃貸サービス及び福祉用具販売サービスのガイドラインについて」が示されている。（平成6年10月21日老振第80号） 福祉用具の種目については平成12年1月31日老企第34号解釈通知が示されている。	

・ **特定福祉用具販売**

居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売（介護保険法第8条第13項）

- 1 「厚生労働大臣が定めるもの」（平成11年3月31日厚生省告示第94号）  
腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

## ◎特定福祉用具販売事業所の指定基準

特定福祉用具販売事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」及び「Ⅲ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 福祉用具専門相談員</p> <p>(1)保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、訪問介護員養成研修（介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程）修了者、都道府県知事が指定する一定の基準の講習（福祉用具専門相談員指定講習）の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者、福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>(2)常勤換算で2人以上配置すること</p> <p>*指定特定福祉用具販売事業者が指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受け、これらが同一の事業所において一体的に運営される場合については、その一体的に運営される各事業において人員基準を満たしていることをもって、指定特定福祉用具販売事業者の人員基準を満たすものとみなすことができます。</p> <p>2 管理者 専従・常勤の管理者を1人置くこと</p> <p>*他の業務との兼務可</p> <p>*併設する事業所・施設等がある場合には、これらに従事する者との兼務可</p> <p>※具体的には、13-3ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅱ 設備に関する基準	<p>1 事業を行うために必要な広さの区画を有すること</p> <p>2 必要なその他の設備及び備品等を備えること</p> <p>※具体的には、13-4ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅲ 運営に関する基準	<p>※13-4ページ以降をご覧ください。</p>

## ◎特定福祉用具販売事業所に関する指定基準について（法第74条）

### 【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平11厚令37」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

「平11老企25」＝指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号：保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：保健福祉局老人福祉計画課長通知）

※「平11厚令37第205条準用（第8条）」は、「平11厚令37第205条により準用する第8条」という意味です。

## I 人員に関する基準

### (1) 福祉用具専門相談員に関する事項

福祉用具専門相談員の範囲については介護保険法施行令第3条の2第1項において定めている。具体的には次のとおり。

- ① 保健師
- ② 看護師
- ③ 准看護師
- ④ 理学療養士
- ⑤ 作業療法士
- ⑥ 社会福祉士
- ⑦ 介護福祉士
- ⑧ 義肢装具士
- ⑨ 訪問介護員養成研修（介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程）修了者
- ⑩ 都道府県知事が指定する一定の基準の講習（福祉用具専門相談員指定講習）の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者
- ⑪ 福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者（介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第18条第2項）

### (2) 管理者（平11厚令37第209条）

指定特定福祉用具販売事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、従業者等である必要はないものである。

- ① 当該特定福祉用具販売事業所の従業者等としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、

施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

## II 設備に関する基準

- (1) 平 11 厚令 37 第 210 条第 1 項に規定する必要な広さの区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

## III 運営に関する基準

### 1 内容及び手続の説明及び同意

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（平 11 厚令 37 第 216 条準用（第 8 条））
- (2) 文書は、わかりやすいものとしなければならない。（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(1)を準用）

### 2 提供拒否の禁止

指定特定福祉用具販売事業者は、正当な理由なく指定特定福祉用具販売の提供を拒んではならない。（平 11 厚令 37 第 216 条準用（第 9 条））

特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。（平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(2)を準用）

### 3 サービス提供困難時の対応

指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な

措置を速やかに講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 10 条))

#### 4 受給資格等の確認

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 11 条第 1 項))
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定福祉用具販売を提供するよう努めなければならない。(法第 73 条第 2 項、平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 11 条第 2 項))

#### 5 要介護認定等の申請に係る援助

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 12 条第 1 項))
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 12 条第 2 項))

#### 6 心身の状況等の把握

指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 13 条))

#### 7 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 14 条第 1 項))
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提

供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 14 条第 2 項))

## 8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

指定特定福祉用具販売事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 16 条))

## 9 居宅サービス計画等の変更の援助

指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 17 条))

## 10 身分を証する書類の携行

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 18 条))
- (2) 証書等には当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該専門相談員等の氏名を記載しなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(8)を準用)

## 11 サービスの提供の記録

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平 11 厚令 37 第 211 条)

## 12 販売費用の額等の受領

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、現に当該指定特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。(平 11 厚令 37 第 212 条第 1 項)
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。(平 11 厚令 37 第 212 条第 2 項)
  - ① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
  - ② 指定特定福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、

あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平 11 厚令 37 第 212 条第 3 項)

### 13 保険給付の請求のための証明書の交付

指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、販売した特定福祉用具の種目、品名、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平 11 厚令 37 第 213 条)

### 14 指定特定福祉用具販売の基本取扱方針

- (1) 指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行われなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 198 条第 1 項))
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具の販売をしなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 198 条第 2 項))
- (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(法第 73 条第 1 項、平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 198 条第 3 項))

### 15 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針

- (1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得なければならない。(平 11 厚令 37 第 214 条第 1 号)
- (2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 214 条第 2 号)
- (3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 214 条第 3 号)
- (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。  
(平 11 厚令 37 第 214 条第 4 号)
- (5) 居宅サービス計画が作成されていない場合は、規則第 71 条第 1 項第 3 号に規定する



居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する（平 11 厚令 37 第 214 条第 5 号）

## 16 利用者に関する市町村への通知

指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。（平 11 厚令 37 第 216 条準用（第 26 条））

- ① 正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

## 17 管理者の責務

- (1) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 216 条準用（第 52 条第 1 項））
- (2) 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 14 章第 4 節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。（平 11 厚令 37 第 216 条準用（第 52 条第 2 項））

## 18 運営規程

指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めなければならない。（平 11 厚令 37 第 216 条準用（第 200 条））

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ その他運営に関する重要事項

## 19 勤務体制の確保等

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるように、指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない

らない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 101 条第 1 項))

- (2) 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の専門相談員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の六の 3 の(5)の①を準用)
- (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 101 条第 2 項))

## 20 適切な研修の機会の確保

指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 201 条))

## 21 特定福祉用具の取扱種目

指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 202 条))

## 22 掲示及び目録の備え付け

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 204 条第 1 項))
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定特定福祉用具販売事業所に、その取り扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 204 条第 2 項))

## 23 秘密保持等

- (1) 指定特定福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 33 条第 1 項))
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用 (第 33 条第 2 項))

- (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 33 条第 3 項))

## 24 広告

指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 34 条))

## 25 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 35 条))

## 26 苦情処理

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 36 条第 1 項))

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者及びその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の (23) の①を準用)

- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 36 条第 2 項))

利用者及びその家族からの苦情に対し、指定特定福祉用具販売事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しなければならない。また、指定特定福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の (23) の②を準用)

- (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に関し、法第 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は

助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 36 条第 3 項))

- (4) 指定特定福祉用具販売事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 36 条第 4 項))
- (5) 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条(連合会の業務)第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 36 条第 5 項))
- (6) 指定特定福祉用具販売事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 36 条第 6 項))

## 27 事故発生時の対応

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 37 条第 1 項))
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 37 条第 2 項))
- (3) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 37 条第 3 項))
- (4) 指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(24)の③を準用)

## 28 会計の区分

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 11 厚令 37 第 216 条準用(第 38 条))
- (2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 年老振発第 18 号：厚生労働省老健局振興課長通知)に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(25)を準用)

## 29 記録の整備

- (1) 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備

しておかなければならない。(平11厚令37第215条第1項)

- (2) 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(平11厚令37第215条第2項)

- ① 平11厚令37第211条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ② 平11厚令37第216条において準用される第26条に規定する市町村への通知に係る記録
- ③ 平11厚令37第216条において準用される第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- ④ 平11厚令37第216条において準用される第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録